

指定給水装置工事事業者
【新規指定・更新】に関する提出書類

□必要書類

- (1) 様式第1号 (指定給水装置工事事業者指定・更新申請書)
- (2) 様式第2号 (欠格要件に該当しないことの誓約書)
- (3) 別表(機械器具調書)及び写真(機械器具類、事務所の外観、事務所内、倉庫)
- (4) **【法人の場合】**
 - 定款(原本証明要)又は 寄附行為(原本証明要)
 - 登記事項証明書(発行日より3か月以内・原本)**【個人の場合】**
 - 住民票(発行日より3か月以内・原本) 又は 外国人登録証明書の写し
- (5) 給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号(免状の写し等)
- (6) 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項
 - ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(受講証の写しを添付してください)
 - ② 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
 - ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講実績
(過去5年以内の受講・受講証等の写しを添付してください)
 - ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
(保有資格を証明する書類の写しを添付してください)
 - ⑤ ホームページ公表可否確認
- (7) 指定に係る費用
指定給水装置工事事業者指定手数料 10,000円
※費用は指定工事事業者証の交付時に徴収します。

<お問い合わせ先>

〒669-1595

兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

三田市役所3号庁舎1階

三田市水道お客さまセンター

TEL 079-559-5157

指定給水装置工事事業者 指定更新 申請書

三田市水道事業
三田市長 宛

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

〒
住 所

代表者 氏名

（電話番号）

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	〒
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	〒
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者
氏名又は名称

住 所

代 表 者 氏 名

三田市水道事業
三田市長 宛

機械器具調書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式 性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

指定給水装置工事事業者 新規指定・更新時確認事項

氏名又は名称

住 所

〒 —

代表者氏名

電 話 番 号

() —

① 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講証の写しを添付してください）

年 月 日 ・ 未受講

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください）

休 業 日：

営 業 時 間：

修繕対応時間：

漏水等修繕対応の可否

（該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）

屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕

その他（ ）

対応工事種別（ 新設 ・ 改造等 ）

配水管からの分岐 ～ 水道メーター （ 新設 改造 ）

水道メーター ～ 宅内給水装置 （ 新設 改造 ）

③ 給水装置工事主任技術者の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施工規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。

受講者名	研修会名、実施団体	受講年月日

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
自社内研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施工規則 第36条

法25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事に事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付せん孔、給水管の接合、いずれかの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)	
		保有している資格等	

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管から分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピーしてください。

⑤ ホームページ公表可否確認

ホームページで公開可能な項目を選択してください。

公開項目	名称(商号)		
	所在地		
	電話番号(夜間対応番号含む)		
公開選択項目	業務内容	営業概要	公開・非公開
		漏水修繕対応可否	公開・非公開
		対応工事種別	公開・非公開